

京 都 大 学 中 陽 会 会 則

1 名 称

第 1 条 本会は京都大学中陽会と称する

2 目 的

第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかることをもって目的とする

3 組 織

第 3 条 本会は下記をもって組織する

- 1 京都大学農学部食品生物科学科卒業生ならびに在学生、京都大学大学院農学研究科食品生物科学専攻修了生ならびに大学院在学生、および京都大学農学部旧食品工学科卒業生、京都大学大学院農学研究科旧食品工学専攻修了生
- 2 食品生物科学専攻を構成する各分野に在籍した農学部卒業生ならびに大学院農学研究科修了生
- 3 食品生物科学科、旧食品工学科に在職もしくは在職した教官・教員ならびに職員
- 4 食品生物科学科および食品生物科学専攻に特別の関係を有する者で役員会の推薦により会長の承認を得た者

4 役 員

第 4 条 本会に下記役員を置く

会長 1 名 教官職員委員若干名

第 5 条 会長は本会を代表し会務を総括する

- 1 会長は食品生物科学科、食品生物科学専攻を構成する分野の教授中から役員会において定める

第 6 条 会長ならびに委員の任期は 1 年とし、3 月末日をもって交代するものとする。ただし留任をさまたげない

5 事 業

第 7 条 本会はその目的を達成するための事業を行う

- 1 常務委員（委員長、会計委員、庶務委員、相談役、運動委員）を置き、本会運営に関して立案、実施にあたる
- 2 中陽会が主催する新入生歓迎会、卒業生・修了生歓送会（または予餞会）ならびにソフトボール大会は、在校生および現職の教職員のための事業とする
- 3 その他、必要に応じて、会の発展に寄与する事業を実施する

6 会 計

第 8 条 入会費として 3,000 円を徴収する

- 1 本会の経費は入会費と各行事の参加費の収入をもってあてる

第 9 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる

7 役 員 会

第 10 条 役員会は会長、委員長、会計委員、庶務委員、相談役で組織し、会長を議長とする

第 11 条 会長、役員会委員が必要と認めた時に役員会を招集する

第 12 条 下記事項は役員会の議決承認を要する

- 1 事業計画
- 2 予算の編成
- 3 寄附金の受納ならびに特別費の支出
- 4 決算報告
- 5 総会の招集

第 13 条 役員会の議決は役員 3 分の 2 以上出席し、その過半数をもって決定する

8 総 会

第 14 条 役員会が認めた時は総会を招集する

9 支 部 の 設 置

第 15 条 本会は支部を設置することができる。ただし支部の設置については役員会の承認を必要とする

10 会 則 の 変 更

第 16 条 本会会則の変更は役員会の議決に基づき総会の承認を要する

附 則 本会の事務所は京都大学農学部食品生物科学科内に置く

本会則は令和 7 年 4 月 8 日から実施する

